

## VOCの排出抑制の方法について

A. 法規制（排出濃度規制）	B. 自主的取組	C. 法規制と自主的取組の組合せ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基本計画においては、「生命や健康の維持のような社会全体として一定の水準を確保する必要があるナショナル・ミニマム的な性格を持っている事項を中心に引き続き活用」と位置づけられている。</li> <li>○深刻な大気汚染の現状を踏まえると、確実にVOCの排出を削減する必要がある、法規制であれば、確実に排出削減を図ることができる。</li> <li>○同種の施設を有する事業者間で公平性を確保することができる。</li> <li>○規制対象施設ごとに確実にVOCの排出が抑制されるため、地域の環境問題である浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の改善に効果的。</li> <li>○欧米諸国、韓国、台湾においても固定発生源からのVOCの排出は、法律で規制されている。</li> <li>○自動車からの炭化水素の排出については、我が国においても、既に数次にわたって厳しい規制が行われている。</li> <li>○排出口における排出濃度規制であれば、事業者が行う具体的な対策の自由度が高い。</li> <li>○この規制では、最大で全国の固定発生源起因のVOC排出量の7割を捕捉できる。（制度の概要は、資料2を参照）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基本計画においては、「事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施する自主的な環境保全のための取組」と位置づけられている。</li> <li>○事業者において、事業の実態に応じて、創意工夫を活かした柔軟、かつ、迅速な対応が可能。</li> <li>○有害大気汚染物質の自主管理（11物質）では、成果を挙げていると評価されている。</li> <li>○VOCの自主管理については、実施主体、捕捉率、排出削減量、期間などが示されていないので、現段階では評価のしようがないが、VOCは物質の種類、排出量、排出事業者の種類及び数も多いので、有害大気汚染物質と同様の方法で排出削減を行うことは困難ではないか。</li> <li>○一部の事業者団体の自主管理の案が示されても、我が国全体のVOCの排出抑制という観点からは十分とはいえないのではないか。</li> <li>○現在の有害大気汚染物質の自主管理には、地域の関与がなく、地域における削減量も明らかになっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基本計画において、「政策のベスト・ミックス（最適な組合せ）の観点からそれら（各種の政策手段）を適切に組み合わせる～相乗的な効果を発揮させる」と位置づけている。</li> <li>○法規制で対応する必要がある分野には規制を適用し、その他については自主的取組で排出抑制を図ることで、両者の組合せによる方法となる。</li> <li>○この場合、自主的取組の促進のため、行政は、JIS等の規格やグリーン調達に低VOC製品を位置づけたり、環境ラベルを活用するなど推奨的な施策を実施。</li> <li>○更に、考え方として、自主的取組に重点を置くのであれば、最大限、自主的な取組を評価し、促進するとの観点に立って、事業者の自主的取組を進めてもらいつつ、法規制は基本的シビルミニマムのものとなるように抑制的に適用する、との組合せも、今日的なありようとして考えられる。</li> <li>○この場合、自主的取組について、左記自主管理のような統一的な仕組みもあり得るが、自主的取組を勘案して法規制で担保されていることを考えれば、事業者がそれぞれの事情に応じて取り組むという柔軟な方式でも可能と考えられる。（制度の概要は、資料3を参照）</li> </ul>